

## 長野県中小企業振興審議会第1回条例検討部会 要旨

- 日時  
平成24年12月20日（木）10時00分から12時00分まで
- 場所  
長野県庁議会増築棟第1特別会議室
- 出席委員（氏名五十音順、敬称略）  
小澤吉則、関野友憲、西澤孝枝、根橋美津人、水本正俊

## 1 開会

（高田真由美産業政策課企画幹兼課長補佐）

長野県中小企業振興審議会第1回条例検討部会を開会する。

本日は本部会の5名全ての委員の皆様に御出席いただいているため、本会議は長野県中小企業振興審議会条例第8条第5項の規定により準用する第6条第2項の規定による定足数を満たし、成立していることを御報告申し上げる。

## 2 産業政策課長挨拶

（石原秀樹産業政策課長）

本来であれば商工労働部長が御挨拶を申し上げるべきところであるが、あいにく海外へ出張しているため、私から御挨拶を申し上げる。

皆様におかれでは、年末の御多用中のところ、御出席を賜り、感謝を申し上げる。

本審議会については、9月に委員を委嘱させていただき、1回目の会議を開催した。その際、今後中小企業の振興に関する条例について集中的に調査審議を行うために、条例検討部会が設置され、本日御出席の皆様が委員に指名されたところである。本日はその部会の1回目の会議であり、具体的な検討を始めさせていただきたいと考えている。

企業数、従業者数の大部分を占める中小企業の振興により県内経済の活性化を図っていく上で、条例の制定は、全ての課題を解決するものではないが、県の姿勢を示して、中小企業の皆様への一層の支援につなげていくための一つの方策であると考えている。委員の皆様の御知恵を拝借しながら、より有効な、長野県らしい条例を立案していくために、活発な御審議をお願い申し上げる。

## 3 部会長互選

○ 長野県中小企業振興審議会条例第8条第3項の規定により、委員は、小澤吉則委員を部会長に互選した。

また、同条第5項の規定により準用する第5条第3項の規定により、小澤吉則部会長は、水本正俊委員を部会長に事故があるときにその職務を代理する委員に指名した。

## 4 議事（議長：小澤吉則部会長）

### (1) 中小企業の現状について

- 石原秀樹産業政策課長が資料1-1、資料1-2及び資料1-3を説明した。

(議長：小澤吉則部会長)

事務局から、中小企業の現状について、企業数の減少や廃業率の高さに見られる厳しい状況、結果としてのGDPの減少といったマクロの動き、その一方で、東南アジア、スマートフォン、ニッチ分野といった需要を取り込んだ企業には強さが見られ、やり方によって生き残っていけることが示されるとともに、国の動きなどについて情報が提供された。

(関野友憲委員)

平成11年の中小企業基本法の抜本改正により、中小企業政策が大きく変わってきたという認識が大事であると思うが、その点について説明してほしい。

(石原秀樹産業政策課長)

御指摘のように、平成11年に中小企業基本法が抜本改正され、改正前は企業間の格差の是正であった基本理念が、改正後は中小企業の多様で活力ある成長発展とされ、中小企業は、新たな産業の創出、就業機会の増大、市場競争の促進、地域経済の活性化といった経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであるとされたところである。

(西澤孝枝委員)

当社は、バブル崩壊やリーマンショックといった荒波を乗り越え、疲弊してきた中で、生き残りを懸けて、M&Aによって医療機器分野へ進出した。

円高などの厳しい経済環境の中で、経営資源が限られている中小企業の現状は大変厳しい。地域内企業連携の中で共に乗り越えていくための模索を、プラットフォームを作るところから始めていきたいと考えている。

(水本正俊委員)

当協会も、会員数の動きもあり、廃業や倒産が増えている現状を実感している。

経済を活性化させるためには、起業しやすい環境、女性や若者が活躍しやすい環境を作ることが必要であるが、これには行政の果たす役割が大きいと感じる。企業の数を少しずつでも増やして、大きく育てていくことが基本であると思う。

(根橋美津人委員)

大企業を始めとした事業の構造改革、再編の取組の中で、労働者も厳しい状況に置かれている。

中小企業施策は雇用施策と密接不可分の関係にあると認識している。県として、県内企業が、その規模の大小を問わず、経済を支えていることについて発信することが重要であり、企業の自信が、労働者の自信にもなる。また、中小企業施策の周知、企業の活用しやすさの確保にも留意する必要がある。

(議長：小澤吉則部会長)

私も各企業の苦しい状況についてお聴きしている。リーマンショックから立ち直ってきたところで、ヨーロッパの経済不安、新興国の成長の息切れがあり、景気は今年の春先から後退局面に入っているのではないかとも言われている。年が明ければ、中国の経済政策が功を奏して、緩やかではあるが回復するのではないかとのおおよその予想はあるが、アメリカの「財政の崖」問題や、ヨーロッパの財政問題、日中関係といった様々なリスク含みであり、まるで真空状態に入ったような、方向性を見定めづらい状況にある。一方で、このようなときこそ、条例を契機としながら、少しでも方向性を見定めていくのにふさわしいとも感じている。

(2) 都道府県において制定された中小企業の振興に関する条例について

- 石原秀樹産業政策課長が資料2-1、資料2-2、資料2-3及び資料2-4を説明した。

(議長：小澤吉則部会長)

他県の条例に中小企業基本法との類似性が認められることや、企業の99%以上が中小企業である当県において、当然のことながら、従前から中小企業を対象とした施策が実施されてきていることを踏まえて、まず、当県がなぜ条例を制定するのか、条例の目的を明らかにしていきたい。その上で、他県の条例を参考にしながら、当県としての特徴を考えていいくこととしたい。

(関野友憲委員)

なぜ条例が必要なのかを各関係方面の皆様に御理解いただくことが大事であり、その意味で制定に向けたプロセスが大事である。中小企業基本法の抜本改正、中小企業憲章の閣議決定を踏まえて、主人公である中小企業がどう変わっていくのか、また、それを取り巻く関係機関がどう支えていくのか、意識改革の問題であるととらえる必要がある。

地方分権が進む中で、条例は、中小企業の振興にとどまらず、地域づくりの核にもなるものと考える。

(議長：小澤吉則部会長)

今後も変わらないであろう地方分権の流れの中で、地域は、権限や財源だけではなく、知恵を蓄えていくことが重要である。地域について、中央の都合に左右されるのではなく、ヨーロッパにおいては中小企業が強く、ブランドを作っているように、頭脳や開発能力を持った中小企業がクラスターを作り、網で水をくうようではなく、水が漏れないような構造にするのが理想であり、条例がその契機になれば意味があると考えている。

(根橋美津人委員)

条例の制定は、中小企業の振興について、これまで取り組んできたこと、これから

取り組んでいくことを議論する契機としての意味があると考える。制定に向けたプロセスにおいて多くの関係者を巻き込み、中小企業の振興にとどまらず、まちづくり、人づくり、ひいては地域の活性化まで見据えて、産学官に金、労を含めた多様な関係者の連携につなげていくことができれば良いと思う。

(水本正俊委員)

そもそも条例という形式はどういうものであるかを思い起こす必要があると思う。

(石原秀樹産業政策課長)

条例は、権利や義務を規定するものが典型的であるが、近年は政策の大きな方向性を規定するものも見られるところであり、中小企業の振興に関する条例については、後者に属するものを考えている。国が中小企業憲章を閣議決定という形式にしているように、条例形式でなくてはいけないというものではない。

(水本正俊委員)

中小企業の振興に関する条例を制定することによって何が変わらるのか。

(石原秀樹産業政策課長)

一つには、中小企業の振興の方向性を示すとともに、県の姿勢を明らかにすることで、関係者の円滑な連携に寄与するものと考える。

(水本正俊委員)

条例というのは非常に重いものであると思う。

(石原秀樹産業政策課長)

次回の会議において、条例形式を探ることの意義についてお示しする。

(議長：小澤吉則部会長)

地方分権の時代において条例には地域を形作るものとしての価値があると思うが、確かに、中小企業の振興を図る上で条例形式でなくてはいけないのかという疑問がつきまと。今後議論を深めていきたい。

(西澤孝枝委員)

企業を経営していく上では、最上位に経営理念があり、それに基づいて経営計画として中・長期のビジョンを描く。県行政においても、施策の大本となる理念を明らかにしていくことは重要であると思う。

### (3) その他

- 石原秀樹産業政策課長が資料3を説明した。

(議長：小澤吉則部会長)

先ほど、委員の皆様からも、条例制定に向けたプロセスにおいて関係者を巻き込むことの意義が指摘されたところであり、事務局の案のように、多くの関係者の意見を聴くことは重要である。

(西澤孝枝委員)

条例を価値あるものとするためにも、広く意見を集めていくことは重要である。

(水本正俊委員)

県内企業の意見を聴くことは非常に大事である。業種もできる限り広くとらえてほしい。

(根橋美津人委員)

条例だけではなく、これまで県が取り組んできた施策に関する意見も聴いて、今後につなげてほしい。

(関野友憲委員)

制定後に条例をどう活用していくのかという視点も持しながら、意見を聴いてほしい。

## 5 その他

## 6 閉会

(石原秀樹産業政策課長)

本日は活発な御議論を賜り、感謝を申し上げる。丁寧に検討を進めていくために、今後とも委員の皆様から御助言を賜れれば幸いである。

(高田真由美産業政策課企画幹兼課長補佐)

次回の開催日程等については、追って事務局から御連絡させていただく。

長野県中小企業振興審議会第1回条例検討部会を閉会する。